

**他の工事に配置している技術者を入札案件の「配置予定技術者」として
届け出る場合の考え方を改正しました**

平成31年 2月21日

入札・検査センター

他工事に専任主任技術者（監理技術者）として配置している技術者を、新たな入札案件の技術者として配置しようとする場合、これまでは「本工事の契約予定日の前日までに、他工事の専任を外すことが確実」であるものに限り認めていましたが、今後は、「遅くとも本工事の着工までに他工事の専任を外すことが確実」であれば、配置予定技術者として認める扱いとし、公告附帯資料を改正しましたのでお知らせします。

なお、公告附帯資料は、「佐賀県が発注する建設工事等の入札に参加するための要件及び落札者の決定方法等」のページに掲載しておりますので、そちらでご確認ください。